

ダイヤ改正に伴う定期券の払い戻し・区間変更のお取り扱いについて

2024年4月1日実施予定のダイヤ改正に伴う路線の廃止、時刻の変更等でお手持ちの定期券がその用途を満たさなくなった場合の払い戻し・区間変更については、運送約款第40条を適用し、特例として無手数料にて下記のとおり取り扱いたします。

記

1. 取り扱い開始日 2024年3月25日

- ・2024年4月1日実施のダイヤ改正を理由とする払い戻し・区間変更であることをお申し出ください。
- ・取り扱い開始日以前に払い戻し等される場合は、通常のお取り扱い（手数料あり）となりますのでご注意ください。
- ・ダイヤ改正日より1ヶ月間（4/1～4/30）は、ダイヤ改正日（4/1）を基準（残通用日数基準日）とし払い戻し額を算出いたします。  
（3/25～3/31、5/1以降はお客様のお申し出日を基準とし算出いたします。）

2. 払い戻し

以下の式のとおり、払い戻しいたします。

定期券発売額×残通用日数／通用期間＝払い戻し額（10円単位に四捨五入）

①3/25～3/31の間に払い戻しされる場合

例 2024年3月25日に通勤6ヶ月「寝屋川地区」定期券（発売額 55,890円、2024年5月末まで有効）を払い戻す場合

[基準日 3月25日（お客様のお申し出日）]

55,890円 × 67日 / 180日 = 20,804円 ≒ 20,800円の払い戻し

残通用日数 67日・・・ 3/25～4/24 : 30日  
4/25～5/24 : 30日  
5/25～5/31 : 7日

②4/1～4/30の間に払い戻しされる場合

例 2024年4月3日に通勤6ヶ月「寝屋川地区」定期券（発売額 55,890円、2024年5月末まで有効）を払い戻す場合

[基準日 4月1日（ダイヤ改正日に遡及します）]

55,890円 × 60日 / 180日 = 18,630円の払い戻し

残通用日数 60日・・・ 4/1～4/30 : 30日  
5/1～5/31 : 30日

③5/1以降に払い戻しされる場合

例 2024年5月3日に通勤6ヶ月「寝屋川地区」定期券（発売額 55,890円、2024年5月末まで有効）を払い戻す場合

[基準日 5月3日（お客様のお申し出日）]

55,890円 × 29日 / 180日 = 9,005円 ≒ 9,010円の払い戻し

残通用日数 29日・・・ 5/3～5/31 : 29日

### 3. 区間変更

以下の式のとおり、精算いたします。

(現行定期券発売額 - 新定期券発売額) × 残通用日数 / 通用期間 = 払い戻し額 (10円単位に四捨五入)

・新定期券は現行定期券と同一有効期間とします。

※払い戻し額がマイナス (新定期券発売額が現行より高額) となる場合は、その額をお支払いください。

#### ①3/25～3/31の間に区間変更される場合

例 2024年3月25日に通勤6ヶ月「守口門真地区～寝屋川地区」定期券 (発売額 63,180円、2024年5月末まで有効) を通勤「守口門真地区」定期券 (発売額 55,890円) に変更する場合  
[基準日 3月25日 (お客様のお申し出日)]

(63,180円 - 55,890円) × 67日 / 180日 = 2,714円 ≒ 2,710円の払い戻し

残通用日数 67日・・・ 3/25～4/24 : 30日  
4/25～5/24 : 30日  
5/25～5/31 : 7日

#### ②4/1～4/30の間に区間変更される場合

例 2024年4月3日に通勤6ヶ月「守口門真地区～寝屋川地区」定期券 (発売額 63,180円、2024年5月末まで有効) を通勤「守口門真地区」定期券 (発売額 55,890円) に変更する場合  
[基準日 4月1日 (ダイヤ改正日に遡及します)]

(63,180円 - 55,890円) × 60日 / 180日 = 2,430円の払い戻し

残通用日数 60日・・・ 4/1～4/30 : 30日  
5/1～5/31 : 30日

#### ※区間変更後の新定期券発売額が現行定期券額より高額となる場合

4/1～4/30のお申し出であっても、お客様のお申し出日を基準として算出いたします。

例 2024年4月25日に通勤6ヶ月「寝屋川地区」定期券 (発売額 55,890円、2024年5月末まで有効) をワイド定期券 (発売額 70,470円) に変更する場合  
[基準日 4月25日 (お客様のお申し出日)]

(55,890円 - 70,470円) × 37日 / 180日 = ▲2,997円・・・3,000円のお支払い

残通用日数 37日・・・ 4/25～5/24 : 30日  
5/25～5/31 : 7日

#### ③5/1以降に区間変更される場合

例 2024年5月3日に通勤6ヶ月「守口門真地区～寝屋川地区」定期券 (発売額 63,180円、2024年5月末まで有効) を通勤「守口門真地区」定期券 (発売額 55,890円) に変更する場合  
[基準日 5月3日 (お客様のお申し出日)]

(63,180円 - 55,890円) × 29日 / 180日 = 1,175円 ≒ 1,180円の払い戻し

残通用日数 29日・・・ 5/3～5/31 : 29日

### 4. 取り扱い窓口

営業所、案内所で取り扱いいたします。

営業日時等については、乗車券発売窓口一覧 (京阪バスHP) をご覧ください。

以上